

令和6年度東京北区渋沢栄一プロジェクト推進事業助成金交付要綱

5北政広第5834号
令和6年3月14日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、東京北区渋沢栄一プロジェクト推進事業助成金（この要綱に定めるところにより、予算の範囲内において区長が第4条に定める助成対象者に贈与する金銭をいう。以下単に「助成金」という。）を交付することにより、東京北区渋沢栄一プロジェクト（渋沢栄一プロジェクト推進連絡会議設置要綱（令和元年5月24日区長決裁31北政広第1268号）第2条に定める「東京北区渋沢栄一プロジェクト」をいう。）のより一層の進展を図り、もって、北区のシティプロモーションの推進及び産業の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 渋沢翁顕彰事業 渋沢栄一と北区の関係性及び渋沢栄一の功績を広めることを目的とした主体的かつ公益性の高い事業であって、営利性のないものをいう。
- (2) 渋沢翁関連商品等開発事業 北区物産の魅力を区内外に発信するために行う渋沢栄一にちなんだ新しい商品の開発及び当該開発に伴う販売促進事業をいう。
- (3) 区民団体 区民が自主的に組織する非営利の団体のうち次に掲げる要件を全て満たすものをいう。
 - ア 主たる事務所又は連絡場所が区内に所在すること。
 - イ 規約及び会員名簿を有すること。
 - ウ 希望者が任意に加入及び脱退をすることができる等団体の運営が民主的に行われていること。
 - エ 原則として区民を対象とした公益活動を1年間以上実施した実績を有し、継続的かつ計画的に活動を行っていること。
- (4) 事業者 個人又は法人のうち次に掲げる要件を全て満たすものをいう。
 - ア 区内で活動の実態があること。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」という。）又はその利益となる活動を行う団体でないこと。
 - ウ 北区の競争入札参加資格の指名停止措置を受けていないこと。
 - エ 当該個人又は法人について公租公課の滞納がないこと。
- (5) 事業者連携による団体 商店街、商店街連合会その他事業者が自主的に組織する団体であって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。
 - ア 主たる事務所又は連絡場所が区内に所在し、かつ、団体の構成員の8割以上の主たる事務所が区内に所在すること。
 - イ 規約及び会員名簿を有すること。
 - ウ 希望者が任意に加入及び脱退をすることができる等団体の運営が民主的に行われていること。
 - エ 暴力団又はその利益となる活動を行う団体でないこと。
 - オ 団体の構成員に北区の競争入札参加資格の指名停止措置を受けている者がいないこと。
- (6) 各種法人 次に掲げる要件を全て満たす法人をいう。

- ア 主たる事務所又は連絡場所が区内に所在すること。
- イ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項の政治団体でないこと。
- ウ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の宗教団体でないこと。
- エ 暴力団又はその利益となる活動を行う団体でないこと。
- オ 区から助成を受けて活動する団体でないこと。
- カ 当該法人について公租公課の滞納がないこと。

（助成対象事業）

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次条で規定する助成対象者が令和6年4月1日から翌年3月31日までに実施する渋沢翁顕彰事業又は渋沢翁関連商品等開発事業とする。ただし、次条の助成対象者につき、それぞれ一の事業に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、助成金の交付の対象としない。

- (1) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- (2) 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とする事業
- (3) 区から助成金以外の助成又は委託を受けている事業
- (4) 国又は区以外の地方自治体が行う助成等を受けている事業
- (5) 前各号に定めるもののほか、区長が助成金を交付することを適当でないと認める事業

（助成対象者）

第4条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、別表第1助成対象事業区分の欄に掲げる事業の区分に応じ同表助成対象者の欄に定める者とする。

（助成対象経費）

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の実施のために必要な経費のうち別表第2に掲げるものとする。

（助成金の額）

第6条 助成金の額は、別表第1助成対象事業区分の欄に掲げる事業の区分に応じて、助成対象経費の合計額に同表助成率の欄に定める割合を乗じて得た金額（当該割合を乗じて得た額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該金額が同表限度額の欄に定める額を超える場合においては、当該限度額の欄に掲げる額とする。

2 前項の規定にかかわらず、渋沢翁顕彰事業にあつては、当該事業に係る事業収入及び事業参加者負担金の収入の合計額が、当該事業の総事業費（助成対象経費以外の経費を含む。以下この項において同じ。）から前項の規定により算定した助成金の額に相当する額を控除した額を超える場合は、当該総事業費から当該事業収入及び事業参加者負担金の収入の合計額を控除した額を助成金の額とする。

（助成金の交付申請）

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東京北区渋沢栄一プロジェクト推進事業助成金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、政策経営部長が別に定める期日までに区長に提出するものとする。

- (1) 東京北区渋沢栄一プロジェクト推進事業助成金交付申請者概要書（第2号様式）
- (2) 東京北区渋沢栄一プロジェクト推進事業実施計画書（第3号様式）
- (3) 東京北区渋沢栄一プロジェクト推進事業収支予算書（第4号様式）
- (4) 次の表の左欄に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる書類

申請者	書面
区民団体	ア 団体規約 イ 会員名簿 ウ 活動の実績が確認できる書面
事業者	会社概要等（活動の実績が確認できる書面をいう。以下同じ。）
事業者連携による団体	ア 団体規約 イ 会員名簿 ウ 会社概要等
各種法人	会社概要等

- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

（助成金の交付決定等）

第8条 区長は、申請書の提出があった場合はその内容の審査をし、助成金の交付をするときは東京北区渋沢栄一プロジェクト推進事業助成金交付決定通知書（第5号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、助成金の交付をしないときは東京北区渋沢栄一プロジェクト推進事業助成金不交付決定通知書（第6号様式）により申請者に通知する。

- 2 前項に規定する場合において、助成金の交付をする決定（以下「交付決定」という。）を行うときは、区長は、当該助成金の交付の目的を達成するために必要な範囲で条件を付することができる。
- 3 区長は、第1項の規定による審査をするに当たり必要があると認めるときは、申請者に対し必要な書面を求め、調査を行うことができる。

（審査）

第9条 区長は、前条第1項の審査をするため、東京北区渋沢栄一プロジェクト推進事業助成金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 前項の審査に係る審査基準及び審査会の運営については、政策経営部長が別に定める。

（事業内容の変更及び中止）

第10条 交付決定の通知を受けた者（以下「助成事業者」という。）が、第7条に規定する申請の内容を変更し、又は中止しようとする場合は、東京北区渋沢栄一プロジェクト推進事業変更・中止申請書（第7号様式）を区長に提出し、あらかじめ承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更で区長が認めるものについては、この限りでない。

- 2 区長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、東京北区渋沢栄一プロジェクト推進事業変更・中止承認決定通知書（第8号様式）により助成事業者へ通知する。

（事業状況報告）

第11条 区長は、必要があると認めるときは、助成事業者に対し、助成金の交付を受けて実施

する事業（以下「助成事業」という。）の内容、収支状況等について報告を求めることができる。

- 2 助成事業者は、助成対象事業が当該年度内に完了することができないと見込まれるとき、又は助成対象事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由及び状況を書面により区長に報告し、その指示を受けるものとする。

（実績報告）

第12条 助成事業者は、政策経営部長が別に定める日までに、東京北区渋沢栄一プロジェクト推進事業実績報告書（第9号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出するものとする。

- (1) 東京北区渋沢栄一プロジェクト推進事業実施内容報告書（第10号様式）
- (2) 東京北区渋沢栄一プロジェクト推進事業収支報告書（第11号様式）
- (3) 領収書等助成対象経費の支出を証明できる書面
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書面

（助成金の額の確定）

第13条 区長は、実績報告書の提出があった場合は、その内容の審査をし、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、東京北区渋沢栄一プロジェクト推進事業助成金額確定通知書（第12号様式）により助成事業者に通知をする。

（助成金の支払）

第14条 前条の通知を受けた助成事業者は、東京北区渋沢栄一プロジェクト推進事業助成金交付請求書（第13号様式）により、区長に助成金の支払を請求するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による請求を受けたときは、助成事業者に対し助成金を支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 区長は、助成対象事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 第8条第2項の規定により付した条件に違反したとき。
 - (4) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか助成金を交付することが不相当であると区長が認めるとき。
- 2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、その旨を東京北区渋沢栄一プロジェクト推進事業助成金交付決定取消通知書（第14号様式）により助成事業者に通知する。
 - 3 前2項の規定は、第13条の規定により交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（助成金の返還）

第16条 区長は、前条の規定により交付決定の取消しをした場合又は第10条の規定により事

業の変更若しくは中止を承認した場合において、当該取消し又は変更若しくは中止に係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、助成事業者に対して期限を定めてその返還を求めるものとする。

2 区長は、第13条の規定により交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(帳簿等の整備及び保管)

第17条 助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの事業が完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保存するものとする。

(検査)

第18条 助成事業者は、区長が助成事業の運営、経理等の状況について検査を求めた場合、又は助成事業について報告を求めた場合はこれに応じるものとする。

(実績等の公表)

第19条 区長は、助成事業の実績及び内容について区の公式ホームページ等において公表するものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、募集要項その他詳細な事項は、政策経営部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、全ての助成事業に関する助成金の支払が完了した日限り、その効力を失う。ただし、第15条から第20条までの規定については、同日後もなおその効力を有する。

別表第1 (第4条、第6条関係)

助成対象事業区分	助成対象者	助成率	限度額
渋沢翁顕彰事業	区民団体 事業者 事業者連携による団体 各種法人	10分の10	30万円
渋沢翁関連商品等開発事業	事業者 事業者連携による団体 各種法人	3分の2	30万円

別表第2（第5条関係）

費目	主なもの（例示）
報償費	助成対象者の構成員以外の講師、専門家、スタッフ等への謝礼等
保険料	事業の実施に係る保険料
需用費	消耗品費、資材等の購入費 チラシ又はポスター等の印刷製本費等
役務費	翻訳、原稿料、筆耕料等 通信運搬費等
委託料	イラスト、ロゴ等のデザイン制作委託等
使用料及び賃借料	会場使用料 車両・物品・器具のレンタル・リース料等
知的所有権に関する経費	特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的所有権を保護するために必要な弁理士費用、出願料、審査請求料、特許料、登録料等の経費 ※出願日の属する年度内に支払を終えた経費に限る。 ※国内認証に限る。 ※新規取得に限る。
旅費	打合わせ等の移動のために要した交通費
その他の経費	その他区長が必要と認める経費

備考 次に掲げる経費は、助成対象経費としない。

- (1) 助成対象者の運営に関する事務費等の経常的な経費
- (2) 助成対象者の事務所等を維持するための経費
- (3) 助成対象者の構成員に対する人件費及び謝礼
- (4) 助成対象者の構成員等による飲食費
- (5) その他区長が助成金を交付することが不適當であると認める経費